

〔貞助雜記〕一御紋御著用之諸大名、人の子に名字をわけられ候はゞ、其人も御紋著用あるべく候歟の事、名字を被分御方の可依御存分候歟、又は被仰出次第にもよるべき歟、近比も畠山殿の名字を被分、御紋著用ありて、御供に參勤の例、連綿在之。

〔秦山集雜著乙錄三〕公方家御服紋五所也、衣服本无紋、衣服有紋、中古事也、故熨斗目无紋、是亦近年著紋、

〔賤のをだ卷〕一羽織も世々に轉變したり、延享寛延の比は、略中紋所もくづし紋にして、色々工夫物好に付たり、其比世に鳴たる俳諧の紀逸といふが、高點の句に、身代のくづしはじめは紋所といふ句有たり、

〔増鏡十三秋のみ山〕年かはりて正中元年といふ、やよひの廿日あまり石清水の社に行幸し給ふ、略中

右大將實西園寺園松がさねの下かさね鶴のまるををる、略中西園寺の隨身もおなじにしきなれど、松をむすびて鶴のまろを白と黄とにうちてつけたる、山吹よりはにはひなく見ゆ、

〔増鏡十三秋のみ山〕卯月元正中十七日、賀茂の社に行幸なる、略中けふの使は、徳大寺中將公清なり、中略もえぎの下襲御家の紋のもこうを色々におりたりしにや、近比のつかひにはにす、いといみじくきらめき給へり、

〔寛永諸家系圖傳二百八十九〕羽太

家紋、鶴丸、衣服紋、藤丸、

〔雍州府志四寺院〕極樂院 此院内、一老稱上人、略中其餘十八家者、不剃髮携妻子、略中平定盛、略中剃髮爲僧、今十八家其裔、而所著之衣、定盛曾平生所著狩衣之袍、直爲衣、至今存其遺風也、各々衣上有紋、是俗體家々之紋也、

〔柳亭記下薄金ガネの紋所